

社外秘

の情報を守るためには・・・

営業秘密の3要件

非公知性

公然と知られていない

自社の管理下以外では一般に入手できない。

有用性

事業活動に有用(含:技術)

事業上の経済的利益をもたらすもの。
現実利用されている必要はありません。

秘密管理性

秘密として管理

特定の情報を秘密として管理しようとする意思を持ち、秘密を管理する措置によって、従業員等に明確に示され、従業員等が秘密だと認識できる。

争点になりやすく、
重要なポイント!



全ての要件を満たさなければ
「不正競争防止法」で保護されません



持ち出される

訴えられる

〔主な漏えいルート〕

- ・中途退職者
- ・取引先
- ・共同研究先
- ・社員

〔事例〕

- ・意図せずに侵害
(転職者の受入れなど)
- ・突然のクレーム
(潔白を示す)

秘密情報

顧客情報、仕入れ情報、
販売情報(見積り書・プレゼン資料…)、
生産情報(レシピ・図面・工場ライン…) …

特許庁の所管法人 「工業所有権情報・研修館(INPIT／インピット)」が 相談に対応しています

～実際の相談例～

- 取引先から我が社のノウハウの提供を求められている。
- 取引先に売り込んだ際、性能試験のためとして試作品の供与を求められた。
- 金型の情報を取引先(発注者)が他社に流出させた。
- 我が社が開発した製品を他社で委託製造することになった。
勝手に製造販売したり、製造方法を外部に漏らしたりしないようにするため、
どうしたらいい？
- 「特許による権利化」と「営業秘密として秘匿化」。どう使い分けるか？
- 営業秘密として管理する情報を決めたい。具体的に、どう進めるか？
- 秘密保持契約を結ぼうと思う。どのような事項を規定すべきか？
- 他者と共同で技術開発を行う。
秘密保持契約のほか、どのようなことに注意する必要があるか？
- 社員が転職する。秘密を保持するためにどうすればいいか？
- 他社を退職した技術者を採用したい。注意点は？

(知的財産相談・支援ポータルサイトから。サイトには回答例も紹介しています)

独立行政法人 **工業所有権情報・研修館「INPIT」**
営業秘密・知財戦略相談窓口
電話での相談: Tel: 03-3581-1101 (内3844) 平日 9:00～17:30

各県に相談窓口を設置 専門家を派遣

各県「知財総合支援窓口」 / 秘密保持・無料・回数制限なし

徳島県	徳島県立工業技術センター	2階	[徳島市雑賀町西開11-2	Tel: 088-669-0158]
香川県	香川産業頭脳化センタービル	2階	[高松市林町2217-15	Tel: 087-802-3650]
愛媛県	テクノプラザ愛媛	2階	[松山市久米窪田町337-1	Tel: 089-960-1118]
高知県	高知県工業技術センター	4階	[高知市布師田3992-3	Tel: 088-854-8876]